

令和2年6月10日

社会福祉法人慶友会  
特別養護老人ホーム入所者 ご家族各位

社会福祉法人慶友会  
総合施設長 小野 直子  
特別養護老人ホーム養生の杜カムイ  
施設長 河島 志津子  
特別養護老人ホーム仁慈苑  
施設長 佐藤 真

## 特別養護老人ホームの面会制限を 令和2年7月9日(木)まで継続します

平素より、当法人特別養護老人ホームの運営に際しましてご配慮を賜り、心から感謝申し上げます。取り分け、新型コロナウイルス感染症の流行後には、各施設の入館禁止等の対応に特段のご理解を頂き、重ねてお礼申し上げます。

さて、5月25日に全国の緊急事態宣言が解除され、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」を定着させながら、「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針（令和2年5月25日改定）」に基づいて段階的に緩和が実施され始めました。

一方、高齢者施設では感染症への抵抗力の弱い入所者の生命の安全を第一に考える立場から、常に緊張感を持ち職員の行動制限や入館制限など、最大限の感染予防措置を続けているところであります。しかしながら、今般の緊急事態宣言の解除がなされる中であって、これまでの感染予防措置を直ちに全面的に緩めてしまえば、これまで努力してきたことが水泡に帰する危険性もあります。

ご承知のとおり、北海道内では高齢者施設、医療機関での集団感染が未だ収束しておらず、旭川市においても感染の危険性と隣り合わせであることは変わりありません。

そのようなことから、私どもの加盟している全国老人福祉施設協議会の見解を参考に、緊急事態宣言が最後に解除された北海道内にある施設として、基本対処方針における第2段階が終了する7月9日までは、看取り期にある場合のみ通常面会とすることと決定いたしました。また、ご家族様の心境を鑑みまして、別紙のとおり各段階につき1回ずつ特別面会の機会を設けることといたしました。

ご家族様におかれましては、特別養護老人ホームの社会的役割をお含みおきいただき、引き続き感染対策へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の対応につきましても、行政・協議会の通知を参考に決定して参ります。

<添付資料>

- ・『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る面会に関するお願い』（全国老施協）
- ・特別面会のご案内